

商品概要説明書

(令和2年9月1日現在適用中)

商品名愛称：よろこび

1. 商品名	・スーパー定期貯金(単利型) (愛称：よろこび)
2. 販売対象	・個人 (当JAで年金をお受取りいただいている方のみとさせていただきます。)
3. 期間	・定型方式1年(自動継続)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入(ATMからのお預入れは対象外となります) ※当該商品専用の定期貯金通帳へのお預入れとさせていただきます。 ・10万円以上、300万円以内 ※当商品専用開設した通帳の預入合計額が、300万円を超えるお預入れはできません。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金<単利型>(期間1年)の店頭表示金利に0.05%上乗せした利率を、満期日まで適用します。 ※初回満期日以降は、継続時におけるスーパー定期貯金<単利型>(期間1年)の店頭表示金利に0.05%上乗せした利率を、当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ※継続方法を元金継続のみの取扱いとし、利息の入金口座に年金お受取口座を指定していただきます。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50%
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 ※当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の決済用貯金以外の貯金等と合わせて、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 ※決済用貯金とは、当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもので、決済用貯金として口座開設された貯金です。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または信用部金融課(電話：0493-23-4684)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・証書でのお預入れはできません。(当該商品専用の定期貯金通帳へのお預入れとなるため) ・総合口座の担保とすることはできません。(当該商品専用の定期貯金通帳へのお預入れとなるため) ・当該商品専用の定期貯金口座の開設は、年金お受取り口座の口座開設店のみとさせていただきます。 ・他の上乗せ商品、各種キャンペーン商品との併用はできません。 ・経済情勢の変動により、今後予告なくお取扱内容の変更、またはお取扱いを終了させていただく場合があります。 ・既契約の定期貯金につきましては、令和2年9月1日以降の自動継続後からの適用となります。